

## 平成20年度第1回京都市自転車等駐車対策協議会 摘録

1 日 時 平成20年6月10日（火）午前10時から正午

2 場 所 京都市役所消防庁舎7階会議室（作戦室）

3 出席者 別紙のとおり

4 内 容

（1）開会あいさつ

（2）山崎副市長あいさつ（欠席のため代読）

（3）資料確認，協議会公開の確認，傍聴者への留意事項，委員紹介，事務局紹介

（4）会長あいさつ

（5）定足数確認

【事務局】

本協議会の委員数33名のうち，現時点で27名の出席があり，委員の過半数を超えることから，「京都市自転車等放置防止条例施行細則」第13条第3項の規定に基づき，本日の会議が有効に成立することを確認する。

（6）報告：自転車駐輪場付置義務の強化及び民間自転車等駐輪場整備助成金制度の創設に係るこれまでの取組と今後のスケジュール

【事務局】

資料説明

【委員】

環境の観点からも，自転車の利用促進は良いことであり，放置自転車を撤去するばかりでなく，駐輪場の整備を進めることは望ましいと思う。

現在，小さい店舗等の前の路上に放置自転車が溢れている光景を見るが，その対策はどのように考えているのか。

【事務局】

付置義務の対象とならない店舗等の駐輪需要への対応策として，公共駐輪場の整備を進めている。一方，啓発活動の一環として撤去活動の強化を図っている。この2つを総合的に推進していきたい。

【委員】

「マナーに関するプログラム」を強化することはできないか。放置自転車問題の根本は，マナーに結びつくと思う。積極的なプログラムはないだろうか。

【本市委員】

京都市では，新たに「歩くまち京都総合交通戦略策定審議会」を設立し，来年の夏頃には「総合交通戦略」を策定するよう事務を進めているところである。「歩いて楽しいまち」を実現するために，公共交通のネットワーク，未来の公共交通のまちづくり，公共交通優先のライフスタイル，という観点で議論いただき，自転車の利用促進も含めた議論を進めていこうと考えている。この中で，自転車利用のマナーも含めて検討を進めていきたい。

(7) 議題：自転車駐車場付置義務の強化について

【事務局】

資料説明

【委員】

付置義務を強化することについては、異論はない。

しかし、昨年度の協議会から、かなり時間が経過している。今後のスケジュールを見ても、早く21年度からの実施となる。もっとスピード感をもって取り組んでほしい。市長も、「スピード・パワー・ハート」と訴えている。施行まで時間が空くと、駆け込み申請ということもある。1日も早く施行してほしい。

【本市委員】

できるだけ早く、全力を挙げて取り組みたい。

【委員】

私も早く施行してほしい。

また、既存店舗の扱いはどうなるのか。既存店舗についても、何らかの義務を課してほしい。駆け込み需要があるのではないか。

【事務局】

既存不適格については、建築基準法等、他の法令と同様の扱いを考えており、「財産権に対する不利益処分については、遡って適用できない。」という考え方のもと、義務を課すことは難しいと考えている。

しかし、既存不適格に対する指摘は、多方面からいただいております、何らかの努力義務を設けられないかと検討している。また、努力義務を規定するだけでは、実効性が薄いということも考えられるので、行政から大手集客施設に対して、努力を促すような取組をしていけないう検討していきたい。

【委員】

各郵便局の駐輪需要が大きく異なる。地域性や駅が近いなどの近隣環境が関係しているのかとも思うが、どういった基準で実態調査を行ったのか。

【事務局】

各郵便局により、駐輪需要に差が生じているのは事実である。調査対象施設の選定に当たっては、地域性や規模等、様々な視点から偏りが生じないように抽出した。なお、調査の実施に当たっては、民間コンサルタント会社に業務委託し、地域性や規模等について、偏りが生じないよう京都市が指示した。

【委員】

所属団体の考えから言えば、本改正は、環境にやさしい乗り物である自転車を、行儀よく使うということであり、賛成である。

個人的な意見とすれば、店舗面積をより引き下げて1台からでも義務を課せばどうか。

併せて、駐輪枠を近隣施設と取引することも可能とすればどうか。それにより、大きな店舗では、余裕をもって駐輪スペースを確保し、付近の小規模な店舗がそのスペースを活用するといった運用ができる。

また、経過措置を設けたうえで、基準を厳しくしていけばどうか。

【事務局】

1台からでも義務を課するという趣旨に理解はできるが、例えば、小規模店舗ではぎりぎりの経営をされている施設もあるだろうし、1台のスペース確保も営業に響くといったことも想定され

る。資料に適用率を記載しているが、この見直し案でも相当数の施設が付置義務の対象になる。この設置基準において運用していく中で、状況を見極め、場合によっては、改正するというようにしたい。事務局としては、この案でも、かなり厳しい基準であると考えている。

駐輪枠の取引については、現行条例でも認めている。現行条例では、50メートルの範囲内での確保を求めている。申請に来られた際、相談させていただいている状況である。

**【委員】**

厳しすぎると商業者は苦しい。商業者としては、店に来るお客さんは拒めない立場である。商業者の立場としては、10台であろうが、20台であろうが、買い物をしてすぐに移動されるので、お客さんが駐輪するのは仕方がないと考える。問題は長時間置いてある自転車にあると考える。

**【委員】**

基準を超えると15台の義務、基準以下なら0台、という不公平感はないのか。個人商店には酷とは思いますが、若干大きい商店には、負担いただければと考える。

付置義務により集客施設が駐輪場を整備し、鉄道事業者が駅周辺に整備し、それでもカバーできない部分を公共で整備する必要があると考えている。

**【委員】**

小規模な店ではセットバックして、駐輪場を確保しないといけない。店の裏に駐輪場を確保する場合も出てくる。そのような駐輪場でうまく利用できるだろうか。

駐輪場を他の店舗と共有するという話だが、アイス1つ買うのに50mも離れたところには停めない。100円払って駐輪するのを嫌がる者が放置していく。置く場所が無いから放置するのではない。

**【委員】**

規制がなく、マナーで解決できる世の中が一番いい在り方であるが、そのようにはいかないために、路上喫煙防止条例や鴨川条例等で規制がかかっていると思う。

放置自転車は、駐輪場整備が第一で、次にマナーの問題である。その考えの中での付置義務の強化というのがあることと思うが、施設の場所や地域で、かなり差が出てくると思う。それを基準に盛り込むのは難しいのもわかる。実態調査では、地域性の違いは確認できたのか。

**【会長】**

地域による違いは考えなくて良いか。

**【事務局】**

京都市内は大変広く、都心部もあれば、周辺地もあるが、できるだけ平均値という観点でまとめた。地域別に分けることについては、今後の課題とさせていただきたい。

**【会長】**

様々な意見はあるが、付置義務の強化については、了承ということで良いか。

**【委員】**

了承

**(8) 議題：市民意見の募集について**

**【事務局】**

資料説明

**【委員】**

了承

(9) 議題：民間自転車等駐輪場整備助成金制度の創設について

【事務局】

資料説明

【委員】

ある駐輪場では、収容台数約70台で利益は0円である。維持管理費が大変で、ランニングコストで月30万程度の費用がかかる。収容台数25台では採算が取れない。機械式でないところだと経営は成り立つと思う。商売していくのは難しい。

助成されることはいいことだが、並大抵では、駐輪場に転用してくれないのではないかな。

助成制度を創設することについては賛成である。

【事務局】

コインパーキングからの転用の可能性なども含め、調査したところ、100台以上の自転車駐輪場であれば、経営は安定すると考えている。

25台以上としたのは、自動車2、3台収容のコインパーキングも多いので、その土地も対象とし、まちなかに小規模の駐輪場を分散させることで、駐輪場を確保していきたいという考えである。

【会長】

採算の難しいところでも転用していただけないかという狙いとのことだな。

【委員】

他都市として、足立区では、どの程度成功しているのか。

私は、足立区の北千住駅と西新井駅に行ったが、確かに放置自転車が少なくなっていた。どういう施策で減ったのだろうか。また、民間駐輪場は経営的にも成功しているのだろうか。

【事務局】

足立区では、これまで55箇所、約13,000台に対して助成している。また、横浜市では、59箇所、約23,000台に対して助成している。

運営状況については、聞き取り調査ができていないので、次回に報告したい。

【委員】

北千住駅では、駅の直近部には駐輪場は少なかったが、200m～300mの周辺部では、駐輪場がたくさんあったという印象がある。料金は8時間で100円程度と思う。

【委員】

料金体系については、市の駐輪場や新しい施設の駐輪場の料金の整合性もある。大きい駐輪場を作るよりも、小さな駐輪場を点在させるという考え方は、大賛成である。店に近いところに置きたいのが客の感覚である。

また、啓発と撤去を併せて行ってほしい。啓発と撤去を継続してやってほしい。

(10) その他

【会長】

放置自転車対策は、マナーと規制と施設整備の3点で、それぞれ進めていかなければいけない。1点を進めているだけではいけない。国のマナーの取組について、紹介いただきたい。

【委員】

京都国道事務所においては、昨年度から、放置自転車対策の一環として、8つの駅でマナーの啓発を行っている。毎週、月・水・金（うち2箇所は火・金）の午前7時から午前10時まで、職員らにより啓発を行っているが、朝の通勤・通学者が対象ということもあって、声をかけると素直に聞いてくれることが多い。併せて、駐輪場を設置している箇所については駐輪需要に見合

う整備ができていないか調査も行ったが、十分な容量があることも確認した。放置自転車対策は、いちごっこのようなこともあるが、粘り強く取り組んでいきたい。一人ひとりが少しずつでもマナーを向上させていく必要があると思う。そうしたことでマナーが根付くと考えている。

(11) まとめ

【会長】

本日の3つ議題について、了承いただいたということでいいか。

【委員】

了承

(12) 今後の予定

【事務局】

次回の協議会の日程については、8月中頃を予定しているが、詳細な日程については、改めて調整し、連絡する。

以上



## 出席者一覧

氏名	役職等	出欠・代理
北村 隆一	京都大学大学院教授	
早瀬 善男	京都商店連盟会長	(代理) 同連盟常任理事 石野 猛
織田 厚	京都百貨店協会事務局長	
古川 孝助	京都府自転車軽自動車商協同組合理事長	
北富 洋二	京都商工会議所理事 産業振興部長	欠席
伊豆田 富美子	京都市地域女性連合会常任委員	
大賀 洋子	京都市PTA連絡協議会常任理事	
秋田 和子	京都市老人クラブ連合会女性副委員長	
長島 伊津子	京都市肢体障害者協会	
中田 壽子	京都市視覚障害者協会理事	(代理) 同協会伏見支部副支部長 浦川純一
井原 秀隆	京都サイクリング協会理事長	
末永 敬子	コンシューマーズ京都(京都消団連)理事	
長谷川 吉典	京のアジェンダ21フォーラム事務局コーディネーター	
丸毛 静雄	京都新聞社論説委員長	
見坂 茂範	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長	
廣瀬 佳蔵	京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課長	
三木 和幸	京都府警察本部交通部長	(代理) 同部駐車対策課長 田中喜治
山西 弘剛	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部調査役	
丹司 透	叡山電鉄株式会社常務取締役総務部長	
岡本 光司	京福電気鉄道株式会社鉄道部長	
前田 勝	京阪電気鉄道株式会社鉄道企画部課長	
春名 幸一	西日本旅客鉄道株式会社京都支社総務企画課長	
栗田 賀吏	東海旅客鉄道株式会社新幹線京都駅総務科長	
工藤 和秀	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部企画統括部計画部長	欠席
大西 諒	市民公募委員	欠席
鈴木 晴奈	市民公募委員	
葛西 宗久	京都市交通局長	欠席
高桑 三男	京都市教育長	
水田 雅博	京都市交通政策監	
山岸 古和	京都市文化市民局長	欠席
森井 保光	京都市産業観光局長	(代理) 同局商工部長 西川隆善
里見 晋	京都市都市計画局長	
山崎 糸治	京都市建設局長	